

## 雫石町ジュニアリーダーズクラブ「SKY（スカイ）」会則

（名称）

第1条 この会は、雫石町ジュニアリーダーズクラブ「SKY（スカイ）」と称する。

（目的）

第2条 この会は、ジュニアリーダーとして積極的にボランティア活動することを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子ども会リーダー研修会をサポートする。
- (2) ボランティアまつりなど、町内のボランティア活動に参加する。
- (3) 定例研修会を行う。
- (4) その他、この会の目的達成のため必要な事業を実施する。

（会員の資格）

第4条 この会に入会できる者は、町内に在住する中学生及び高校生とする。

（入会）

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて申し込むものとする。

（会費）

第6条 会員の会費は、月100円（年額1,200円）とする。

（退会）

第7条 会員は、退会しようとするとき、会長に届け出なければならない。

（役員及び選任）

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 書記 2名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任する。

（職務）

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長がかけたときは、その職務を代行する。

3 書記は活動や会議の概要を記録し、会報を発行する。

4 会計は会費を管理し出納を円滑に処理するとともに、決算書を作成する。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、会長の指定するところに置く。

2 事務局は、事務局長1名と局員若干名で構成し、事務処理を行う。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、半数以上の出席をもって成立する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算および決算
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項

3 総会は、会長が招集し、年1回以上開催する。

4 総会の議長は、その総会における出席者の中から選出する。

5 総会の議事は、議長を除く出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(財政)

第13条 この会の財政は、年会費及びその他によって運営する。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、平成19年7月21日より施行する。

平成24年5月26日一部改正。

平成29年5月20日一部改正。